

質問回答

NO.	質問	回答
1	2.(3)②において、アジア、アフリカ・島嶼国・中東地域における案件の発掘・形成事業委託業務の受託者との協力が謳われておりますが、この項目の「また」以降の業務ならびに(3)のほかの項目、(4)の項目の業務において、中南米カリブ海諸国の同様業務の受託者と協力をすることに支障はないでしょうか。	はい、その理解で間違いありません。
2	2(2)「JCM設備補助事業の事業報告書及び設備の稼働状況等確認業務」について、 令和5年分の事業報告書（令和5年1月から12月の排出削減効果が令和6年1月末までに報告される事業報告書）について、その内容を確認及び整理した上で環境省に提出すること。 とありますが、 令和6年分の事業報告書（令和6年1月から12月の排出削減効果が令和7年1月末までに報告される事業報告書）について、その内容を確認及び整理した上で環境省に提出すること。 という理解でよろしいでしょうか。	はい、その理解で間違いありません。